

国際日本文化研究センター公開データベース利用規則

平成 5 年 1 0 月 2 1 日 制 定
令和 3 (2021) 年 2 月 1 8 日 最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）が学術研究の促進のため公開するデータベース（以下「公開データベース」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において「公開データベース」とは、コンピュータ可読のオンラインデータベースであって、別に定めるところにより所長が公開認定したものをいう。

(利用資格)

第 3 条 公開データベースを利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 大学、短期大学、高等専門学校及び大学共同利用機関法人の教職員で、日本文化を研究する者又は日本文化の研究を支援する者
- (2) 大学院学生で、日本文化を研究する者
- (3) 科学研究費補助金の交付を受けて日本文化の研究を行う者
- (4) その他日本文化を研究する者のうち所長が適当と認めた者

(利用の方法)

第 4 条 公開データベースの利用方法は、次に定める方法により利用できるものとする。

- (1) 公衆電話回線を経由する場合
- (2) 学術情報ネットワークを経由する場合
- (3) センターに設置された端末装置を用いて利用する場合

2 前項第 2 号の方法による利用については、この規則に定めるもののほか当該機関の定めるところによる。

(検索の方法)

第 5 条 公開データベースの検索方法は、各データベースの仕様による。

(利用の申請)

第 6 条 公開データベースを利用しようとする者は、別記様式第 1 号の利用申請書を所長に提出し、承認を受けなければならない。

(利用の承認)

第 7 条 所長は、前条の申請を適当と認めて公開データベースの利用を承認したときは、別記様式第 2 号の利用承認書を交付し、利用者登録番号を与えるものとする。

(変更手続)

第 8 条 公開データベースの利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、承認事項

に変更が生じた場合には、別記様式第1号の利用申請書により直ちに変更手続を行わなければならない。

- 2 所長は、前項の申請を受理し、適当と認めた場合には、別記様式第3号の変更承認書を交付するものとする。

(継続手続)

第9条 利用期限は承認された利用開始日から1年以内とし、その年度を超えないものとする。ただし、利用を継続しようとする場合には、所定の期間内に別記様式第1号の利用申請書により継続手続を行わなければならない。

- 2 所長は、前項の申請を受理し、適当と認めた場合には、別記様式第4号の継続承認書を交付するものとする。

(利用時間)

第10条 公開データベースの利用時間は、次条に定める日を除き、24時間とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、利用時間を変更することができる。

(サービスの停止)

第11条 次に該当する場合には、公開データベースのサービスを停止する。

- (1) システム更新を行う場合
- (2) その他所長が特に必要と認めた場合

(利用に当たっての遵守事項)

第12条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) データベースの著作権を尊重し、違法な利用を行わないこと。
- (2) 利用者登録番号を第三者に利用させないこと。
- (3) 各人のプライバシーを尊重し、迷惑をかけないこと。
- (4) その他利用に関し所長が別に定める事項を遵守すること。

(利用承認の取消し)

第13条 所長は、利用者がこの規則に違反したと判断した場合又は第8条の変更手続が行われなかった場合には、利用承認を取り消すことができる。

(利用者、第三者間の紛争等)

第14条 公開データベースの利用に関し、利用者と第三者との間に紛争が生じて、センターはその責を負わない。

(成果の公表)

第15条 利用者は、公開データベースを利用して行った研究の成果を論文等により公表する場合には、当該論文等にセンターの公開データベースを利用した旨を明記するとともに、所長にその抜刷等を1部提出するものとする。なお、当該論文等を機関リポジトリ等、オープンアクセスで公開する場合には、公開URL等の通知をもって抜刷等の提出に代えることができる。

- 2 センターは、提出された研究成果の書誌事項等について、公開データベース利用実績を

公知する等の目的で利用することができるものとする。

(経費の負担)

第16条 利用者又はこれに代わる者は、当該利用に係る経費の一部を、別に定めるところにより、利用負担金として負担しなければならない。ただし、所長が日本文化研究上特に必要と認めた場合に限り、利用負担金を免除できるものとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、公開データベースの利用に関して必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成5年10月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年12月19日から施行する。

附 則

この規則は、令和3（2021）年1月7日から施行する。

附 則

この規則は、令和3（2021）年2月18日から施行する。

別記様式第1号（第6条、第8条第1項及び第9条第1項関係）

国際日本文化研究センター
公開データベース利用申請書

国際日本文化研究センター所長 殿

貴センター公開データベースの利用について、下記のとおり申請します。なお、利用に当たっては、「国際日本文化研究センター公開データベース利用規則」を遵守します。

申請年月日		年 月 日		利用者登録番号（申請区分が		
申請区分		☐ 新規 ☐ 継続 ☐ 変更		「新規」の場合は記入しない		
利用者	職名等		フリガナ 氏 名			
	所 属	(大学名・機関名)		(学部名・部名)	(学科名・課名)	
	所在地	〒 TEL — — 内線 () E-mail				
申請内容	(1) 日本文化研究 (2) その他（具体的に） ※科学研究費補助金により使用する場合は、研究課題名を記入してください。					
	利用データベース名を記入してください。					
支払責任者	職名等		フリガナ 氏 名			
	所 属	(大学名・機関名)		(学部名・部名)	(学科名・課名)	
	所在地	〒 TEL — — 内線 ()				
経理責任者	職名等		フリガナ 氏 名			
	所 属	(大学名・機関名)		(学部名・部名)	(学科名・課名)	
	所在地	〒 TEL — — 内線 ()				
				利用期限	年 月 日まで	
備考						

* 変更の場合は、変更の箇所のみ記入してください。

受付日	年 月 日	承認日	年 月 日	利用期限	年 月 日
-----	-------	-----	-------	------	-------

別記様式第2号（第7条関係）

年 月 日

国際日本文化研究センター
公開データベース利用承認書

殿

国際日本文化研究センター所長

年 月 日付けで申請のあった公開データベースの利用については、下記
のとおり承認したので通知します。

記

利 用 者	職名等		氏 名		
	所 属	(大学名・機関名)		(学部名・部名)	(学科名・課名)
	所在地	〒			
		TEL — — 内線 () E-mail			
利用者登録番号					
有効期限		年 月 日 ～ 年 月 日			

別記様式第3号（第8条第2項関係）

年 月 日

国際日本文化研究センター
公開データベース利用
申請変更承認書

殿

国際日本文化研究センター所長

年 月 日付けで申請のあった公開データベースの利用については、下記
のとおり変更を承認したので通知します。

記

利 用 者	職名等		氏 名		
	所 属	(大学名・機関名)	(学部名・部名)	(学科名・課名)	
	所在地	〒 TEL — — 内線 () E-mail			
利用 者 登 録 番 号					
有 効 期 限		年 月 日 ～ 年 月 日			

○ 変更部分は以下のとおり

利 用 者	職 名 等		氏 名		
	所 属	(大学名・機関名)	(学部名・部名)	(学科名・課名)	
	所在地	〒 TEL — — 内線 ()			
有 効 期 限		年 月 日 ～ 年 月 日			
支 払 責 任 者	職 名 等		氏 名		
	所 属	(大学名・機関名)	(学部名・部名)	(学科名・課名)	
	所在地	〒 TEL — — 内線 ()			
経 理 責 任 者	職 名 等		氏 名		
	所 属	(大学名・機関名)	(学部名・部名)	(学科名・課名)	
	所在地	〒 TEL — — 内線 ()			

別記様式第4号（第9条第2項関係）

年 月 日

国際日本文化研究センター
公開データベース利用継続承認書

殿

国際日本文化研究センター所長

年 月 日付けで申請のあった公開データベースの利用については、下記
のとおり継続を承認したので通知します。

記

利 用 者	職名等		氏 名		
	所 属	(大学名・機関名)		(学部名・部名)	(学科名・課名)
	所在地	〒 TEL — — 内線 () E-mail			
利用者登録番号					
有 効 期 限		年 月 日 ～ 年 月 日			